

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和3年2月2日（火）19時01分～19時18分

#### 2 場所

官邸2階大ホール

#### 3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉  
法務大臣 上川 陽子  
外務大臣 茂木 敏充  
文部科学大臣 萩生田 光一  
厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
環境大臣 小泉 進次郎  
内閣官房長官 加藤 勝信  
国家公安委員会委員長 小此木 八郎  
内閣府特命担当大臣 河野 太郎  
内閣府特命担当大臣 西村 康稔  
内閣府特命担当大臣 平井 卓也  
内閣府特命担当大臣 橋本 聖子  
基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂  
復興副大臣 横山 信一  
内閣府副大臣 赤澤 亮正  
内閣府副大臣 ミッ林 裕巳  
総務副大臣 熊田 裕通  
財務副大臣 伊藤 渉  
農林水産副大臣 宮内 秀樹  
防衛副大臣 中山 泰秀  
内閣官房副長官 坂井 学  
内閣官房副長官 杉田 和博  
内閣総理大臣補佐官 阿達 雅志  
内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人  
内閣官房副長官補 藤井 健志  
内閣官房副長官補 滝崎 成樹  
内閣官房副長官補 高橋 憲一

内閣広報官 山田 真貴子

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

#### 4 議事概要

##### 【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況について、昨日2月1日時点での全国の新規感染者は1,783人、一週間の移動平均では3,324人となっています。

全国の新規感染者数は、直近一週間の移動平均が最も高かった1月11日には、10万人あたり約36人でしたが、1月中旬以降減少傾向となっており、直近の1週間では10万人あたり約19人となっています。

最近の感染状況等について、専門家からは、入院者数は減少がみられるが、重症者数、死亡者数は引き続き過去最大の水準。新規感染者数の減少が入院者数、重症者数の減少につながるには一定の期間が見込まれ、対応を続けている保健所や医療機関の職員は既に相当疲弊し、業務への影響が懸念される。また、高齢者施設でのクラスター発生事例も増加。年明けからの感染者数の全国的な急増は20代から50代が多かったが、その後減少。しかし、80代、90代では減少がみられておらず、重症者や死亡者が増加する可能性がある。年末年始の感染者数の動きは、忘年会等での感染等の影響等や帰省による世代間の伝播も考えられるが、引き続き分析が必要。飲食店等に着目した今般の取組への協力もあり、緊急事態宣言の対象地域では、新規感染者数は減少傾向。特に栃木県では、10万人あたり15人を下回っており、医療提供体制等の負荷について引き続き注視が必要だが、病床使用率も低下傾向。緊急事態措置については、感染者の減少傾向を確かなものとするため、対策の徹底が必要。今後、措置の対象地域でなくなっても直ちに急速な再増加につなげないことが重要。福祉施設および医療機関における感染拡大を阻止する取組が必要。施設等における感染予防、拡大防止、検査による感染の早期発見や発生時に備えた対応、発生時の対応の強化に取り組むべき、等の評価を頂いています。

##### 【尾身会長】

本日は、緊急事態宣言の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

まず、緊急事態宣言についてですが、緊急事態措置を実施すべき区域及び期間の変更の必要性について検討いたしました。

感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について総合的に勘案し、その結果、栃木県では、新規感染者数とともに病床使用率が低下傾向となっていることから、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められます。その他の10都府県の新規感染者数は減少傾向ではありますが、依然として重症者数は高い水準である地域があります。医療提供体制や公衆衛生体制が厳しい状況が続いていることから、緊急事態措置を引き続き実施する必要があります。

そのため、栃木県を除いた 10 都府県について、引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とするという変更を了承いたしました。

また、緊急事態宣言の期間については、減少傾向を確かなものとするため、対策の徹底が必要であることから、3月7日までの延長を行うことが妥当とし、諮問委員会としては、現在の緊急事態宣言の枠組みを3月まで継続すると基本的対処方針の変更案について了承いたしました。

なお、対策については、入院調整が多いことや、解除後もリバウンドがないよう感染源への PCR 検査を行うなど分科会の提言も踏まえ意見がありました。

## 【西村国務大臣】

今ほど尾身会長から御紹介いただきましたとおり、本日の諮問委員会において、緊急事態宣言の期間の延長と区域の変更に関する公示案について御了解を頂きました。この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言の期間の延長と区域の変更を行っていただくこととなります。

また、これに併せて、基本的対処方針の変更についても、諮問委員会で御議論を頂いたところであり、この後、本部で決定したいと考えております。

その要点を御説明させていただきます。

資料 1 の 12 ページを御覧ください。栃木県については、ステージⅢを下回る水準で新規陽性者数の減少が続いております。病床使用率も低下傾向であるということで、区域から除外することとしたいと思います。

9 ページから 13 ページにかけて、栃木県を除く 10 都府県の状況を書いてあります。減少傾向となっておりますが、医療提供体制は引き続き厳しいこと、首都圏や関西圏においては、自治体の入院調整が厳しい状況が継続していることなどから、引き続き緊急事態宣言を実施する必要があり、期限を、3月7日（日）まで延長することといたします。

その上で、資料 3 についてですが、今後の新規陽性者の減少傾向を確かなものとし、医療への過剰な負荷を軽減するため、これまでの対策を継続・徹底するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指していきます。具体的には、飲食店に対する 20 時までの営業時間短縮要請の継続、テレワークによる出勤者数 7 割削減を更に徹底、不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底、イベントの開催制限は、現行の取組（収容率 1 / 2 かつ 5,000 人以下）を継続といった取組みを徹底してまいります。

特に、鉄道利用者数を見てみると、首都圏では、昨年春の宣言時は 7 割減とあったものが 4 割減、関西圏では昨年 6 割減であったものが 3 割減にとどまっており、引き続き、テレワーク 7 割を徹底していければと思います。

また、緊急事態宣言の対象区域から除外された地域においては、営業時間短縮要請、テレワークによる出勤者数の低減、外出自粛要請などの対策について、段階的に緩和することとしております。地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、適切に判断し、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとな

ります。

あわせて、分科会から頂いた提言も踏まえて、医療提供体制や検査体制の拡充等の内容を盛り込むこととしております。また、再度の感染拡大の予兆を早期に探知するため、今後、歓楽街等における幅広いモニタリング検査やデータ分析を行い、感染の再拡大を防いでいければと考えております。

緊急事態宣言を早く終わらせるためにも、何としても、速やかに感染を収束させ、国民の命を守り抜くべく、地方自治体と緊密に連携しながら、全力で感染拡大の防止に取り組んでまいりたいと考えております。御協力お願い申し上げます。

### 【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

### 【西村国務大臣】

1月22日の本部におきまして、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像について御報告いたしました。今般の緊急事態宣言の延長を踏まえ、拡充する部分を中心に改めて説明いたします。

資料4の1ページ①「事業主への迅速かつ円滑な支援」を御覧ください。緊急事態宣言地域の飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛の影響により売上が50%以上減少した場合に、地域・業種を問わず中堅・中小事業者に支給する一時金については、宣言延長を踏まえ、上限額を法人は40万円から60万円、個人事業主20万円から30万円にいたします。また、3次補正予算で措置した最大1億円の事業再構築補助金について、事業規模に配慮した特別枠を設けるとともに、持続化補助金について、感染防止対策への支援を強化することとしております。

また、②「企業の資金繰り支援等」について、1月19日に、既に関係大臣より、官民の金融機関に対して、中小・小規模事業者向けの既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応などについて要請が行われておりますが、中堅企業向けの対応についても、2月上旬に改めて要請することとしております。

次に2ページの④「生活困窮者等への支援」について御覧ください。緊急小口資金等の特例貸付については、既に返済開始時期を来年3月末まで延長したところですが、今般、さらに、貸付が終了する世帯に対し、総合支援資金について最大3か月分の再貸付を実施します。これにより、二人以上世帯の場合、貸付上限は140万円から200万円に、単身世帯は110万円から155万円に拡充されます。併せて、緊急小口資金の償還免除要件を明確化することとしております。

さらに、3ページ目にあるとおり、先般成立した3次補正について、政府を挙げて、迅速かつ適切に執行してまいります。このうち、地方創生臨時交付金の地方単独事業分1兆円については、本日、坂本大臣より、配分が公表されたところであ

り、中小企業支援や雇用創出に資する事業を含め、各自治体による地域の実情に応じたきめ細かな取組を後押ししてまいります。

これらを通じて、緊急事態宣言の厳しい影響を受ける事業者の皆様、不安を抱え生活に困っている方々に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を講じ、事業と雇用、生活をしっかり支えてまいります。

### 【厚生労働大臣】

厚生労働省では、緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策として、社会福祉協議会が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付について、最大 60 万円の総合支援資金の再貸付を全国で実施することとするとともに、償還免除要件について、緊急小口資金に関しては、令和 3 年度又は令和 4 年度の住民税非課税が確認できた場合に一括免除を行うこととしました。

具体的な実施時期及び内容については早急に検討を進め、引き続き、国民の皆様の雇用や生活を守るための必要な支援が行き届くよう努めてまいります。

### 【国土交通大臣】

国土交通省としても、現下の状況を踏まえ、最大限の協力をする所存であり、緊急事態宣言下においては、GoTo トラベル事業を再開することは考えておりません。

他方、観光関連産業は、時短要請の対象とはなっていないものの、GoTo トラベル事業の長期にわたる停止措置により大変厳しい状況にあり、雇用調整助成金の特例措置の延長や資金繰り対策は効果ある施策ではありますが、これ以上、借入を増やすことが難しい事業者も少なくないのが実情です。

今般、第 3 次補正予算において、GoTo トラベル事業の延長を認めていただきましたが、観光関連事業者が事業継続を断念せずに、本事業の再開を迎えることができるよう、効果的な支援策を早急に検討してまいりたいと思いますので、関係省庁の御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 【内閣総理大臣】

先月の緊急事態宣言の発出以降、東京を始め、全国の新規感染者数は減少傾向にあり、飲食店の時間短縮を中心とする今回の対策がはっきり効果を上げていると考えられます。今後もこの減少傾向を継続させ、入院者数、重傷者数を減少させる必要があります。

このため、緊急事態宣言の対象区域について、栃木県を 2 月 7 日で解除することとし、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の 10 都府県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を、3 月 7 日まで延長することといたします。

これまでの対策を徹底し、感染者数をしっかり減少させるよう取組を続けてまいります。

感染状況などが改善した都府県については、3 月 7 日の期間満了を待たずに、順次

宣言を解除してまいります。

その中で、必要な方が必要な医療を受けることができるよう、引き続き、各自治体が一体となって、病床の確保に全力を挙げてまいります。

国民の命と暮らしを守るため、各大臣におかれましては、本日の決定に基づき、引き続き対策を徹底し、感染の減少に向けて全力で取り組んでいただくようお願いいたします。

以 上